[沿革] 平成 4 年 7 月 本部訓令第 24号 平成 6 年 12月 本部訓令第 13号 平成 8 年 3 月 本部訓令第 7 号 平成 9 年 9 月 本部訓令第 11号 平成 12年 4 月 本部訓令第 11号 平成 14年 2 月 本部訓令第 2 号 平成 16年 4 月 本部訓令第 14号 平成 20年 3 月本部訓令第 10号 平成6年4月本部訓令第5号 平成7年3月本部訓令第20号 平成8年10月本部訓令第14号 平成10年3月本部訓令第13号 平成12年4月本部訓令第13号 平成14年11月本部訓令第31号 平成17年10月本部訓令第23号 平成28年3月本部訓令第4号

千葉県警察官の昇任に関する訓令を次のとおり定める。

千葉県警察官の昇任に関する訓令

目次

- 第1章 総則(第1条一第8条)
- 第2章 試験昇任(第9条-第18条)
- 第3章 選抜昇任(第19条-第22条)
- 第4章 選考昇任 (第23条 第26条)
- 第5章 雑則(第27条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この訓令は、職員の任用に関する規則(昭和33年人事委員会規則第4号)に基づき、千葉県警察官の警部、警部補及び巡査部長への昇任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (昇任の種別)
- 第2条 警部、警部補及び巡査部長への昇任の種別は、試験昇任、選抜昇任及び選考昇任とする。 (委員会の設置)
- 第3条 昇任に関する制度を厳正公平かつ円滑に運用するため、県本部に千葉県警察官昇任試験委員会(以下「試験委員会」という。)、千葉県警察官選抜昇任管理委員会(以下「選抜委員会」という。)を置く。

(試験委員会の組織構成等)

- 第4条 試験委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長には本部長を、副委員長には警務部長を、委員には各部長(警務部長を除く。)及び警務 部警務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、昇任試験を実施するに当たり、専門的な知識又は技能を有する者を補助者に指定する ことができる。
- 4 試験委員会の事務を処理するため、書記を置く。
- 5 試験委員会の庶務は、警務部警務課において行う。

(選抜委員会の組織構成等)

- 第5条 選抜委員会の下に、次の各号に掲げる委員会を置く。
 - (1) 部選抜昇任管理委員会 県本部の部に置く委員会をいう。
 - (2) 課選抜昇任管理委員会 県本部の課に置く委員会をいう。
 - (3) 署選抜昇任管理委員会 署に置く委員会をいう。
- 2 選抜委員会、部選抜昇任管理委員会(以下「部委員会」という。)、課選抜昇任管理委員会(以下「課委員会」という。)及び署選抜昇任管理委員会(以下「署委員会」という。)の組織構成及び任務は、別表第1のとおりとする。
- 3 委員会の運営及び庶務は、次によるものとする。
 - (1) 委員会の運営は、当該委員会の委員長の定めるところによる。
 - (2) 委員会の庶務は、選抜委員会においては警務部警務課、部委員会においては当該委員会が置

かれる部の庶務担当課、課委員会及び署委員会においては当該委員会が置かれる課及び署の次長が行うものとする。

(選考委員会の組織構成等)

第6条 第5条及び別表第1の規定は、選考委員会について準用する。

(面接官等)

- 第7条 昇任試験、選抜昇任及び選考昇任(以下この章において「試験等」という。)の面接官等事務に従事する者は、職員の中から試験委員会、選抜委員会及び選考委員会の委員長が指名した者をもって充てる。
- 2 前項の規定により指名された者は、試験委員会、選抜委員会及び選考委員会の委員長を補佐し、 試験等の実施に関して必要な事項を処理するものとする。

(秘密の保持等)

第8条 面接官等の事務に従事する者は、試験等に関する秘密を保持するとともに、試験等が適正かつ公平に行われるように努めなければならない。

第2章 試験昇任

(昇任試験の区分)

- 第9条 第2条に規定する試験昇任により行う昇任のための試験(以下「昇任試験」という。)の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 警部昇任試験
 - (2) 警部補昇任試験
 - (3) 巡查部長昇任試験

(昇任試験の公表)

第10条 昇任試験は、試験委員会委員長(以下この章において「委員長」という。)が必要と認めるとき、実施日、その他試験実施に関する事項を決定して行うものとし、実施日のおおむね1か月前に公表するものとする。

(受験希望者報告)

第11条 所属長は、前条の規定による昇任試験の公表を受けたときは、その内容を所属職員に周知させるとともに、受験を希望する者について、当該試験区分ごとに昇任試験受験希望者報告書(別記様式第1号)を作成し、当該試験の公表の際に指定する期日までに、警務部警務課長を経由して委員長に報告するものとする。

(昇任試験の受験資格)

- 第12条 昇任試験の受験資格は、実施年度の4月30日現在において、別表第2の基準を満たすものと する。ただし、委員長が別に受験資格に関して基準を定める場合は、この限りでない。
- 2 在級年数及び勤続年数の計算は、次によるものとする。
 - (1) 次の期間は、在級年数及び勤続年数に含むものとする。
 - ア 警察学校における初任科教養の期間
 - イ 出向中の期間
 - ウ 警察官前歴を有する者の当該前歴期間のうち、委員長が必要と認める期間
 - (2) 次の期間は、在級年数及び勤続年数に含まないものとする。
 - ア休職又は停職の期間
 - イ 公務に起因する療養以外の療養休暇の期間
 - ウ 看護休暇の期間
 - エ自己啓発等休業の期間
 - オ その他委員長が指定する期間
 - (3) 前各号の年数の計算は、月を単位として行い、第1号の期間については、月のうち1日でも職についた場合は、その月の在職期間は1月とし、第2号の期間については、30日をもって1月とし、1月未満の端数が生じたときは、その端数を合算し、その合計に1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げるものとする。
- 3 昇任試験実施日において、現に次の期間中にある者は、昇任試験を受験することができない。
 - (1) 休職、停職の期間
 - (2) 療養休暇の期間

- (3) 看護休暇、出産休暇及び育児休業の期間
- (4) 自己啓発等休業の期間
- (5) その他委員長が指定する期間

(昇任試験の受験資格に関する特例)

第12条の2 特別捜査官(財務捜査官(財務諸表等に関する高度な専門的知識をもって犯罪捜査等を専門的に行うために特別に採用された警察官をいう。)、国際捜査官(外国の法制度及び文化の知識、外国語による折衝能力等をもって犯罪捜査等を専門的に行うために特別に採用された警察官をいう。)及びサイバー犯罪捜査官(コンピュータその他の情報処理に関する高度な専門的知識、技能等をもって犯罪捜査等を専門的に行うために特別に採用された警察官をいう。)をいう。)に係る昇任試験の受験資格は、前条第1項の規定にかかわらず、実施年度の4月30日現在において、別表第2に掲げる受験資格の基準のうち、在級年数及び懲罰の基準を満たす場合に有するものとする。ただし、採用後最初の昇任に係る昇任試験の受験資格については、別表第2に掲げる在級年数の基準にかかわらず、当該警察官に係る職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和45年千葉県人事委員会規則第9号)第2条第8号に定める経験年数が、警部昇任試験を受験する者については16年、警部補昇任試験を受験する者については10年を超える場合には、受験資格を有するものとする。

(昇任試験の実施方法)

- 第13条 昇任試験は、当該試験区分ごとに予備試験、第1次試験及び第2次試験について行うものと する。
- 2 予備試験は、択一式試験とする。
- 3 第1次試験は、記述式試験とし、予備試験に合格した者及び第16条各号に掲げる予備試験免除者 に対して実施するものとする。
- 4 第2次試験は、口述試験及び術科試験とし、第1次試験に合格した者に対して実施するものとする

(昇任試験の科目等)

第14条 昇任試験の科目、方法及び時間は、別表第3のとおりとする。

(法令集の閲覧)

第15条 試験委員会は、第1次試験の実施に際して、あらかじめ準備した法令集を貸与し、閲覧させることができるものとする。

(予備試験の免除)

- 第16条 第13条第1項の規定にかかわらず、次の者については、予備試験を免除するものとする。
 - (1) 現階級において、昇任試験実施前年度の3月31日前の5年間に、警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)及び千葉県警察の表彰に関する訓令(平成2年本部訓令第1号)に規定する本部長賞誉以上(永年勤続職員の表彰を除く個人表彰に限る。)を受賞した者で、次表に該当するもの

表彰種別及び回数の基準		適用限度	
1	警察庁長官賞詞1回	同一表彰の受賞歴による予備試験免除は、1回	
2	管区警察局長賞詞1回	限りとする。	
3	本部長賞詞1回かつ本部長賞誉1回		
4	本部長賞誉3回		

- (2) 昇任試験実施前の1年間に、特に顕著な功労があったと委員長が認める者
- (3) 昇任試験実施の前年度において、千葉県警察の表彰に関する訓令第8条に規定する定例表彰 のうち、駐在所勤務員として本部長賞詞を受賞した者
- 2 委員長は、予備試験免除者を決定したときは、あらかじめ当該免除者に通知するものとする。 (加点評価)
- 第17条 加点評価は、当該試験区分に応じて勤務成績、表彰の受賞歴、実務に直結した技能及び術科 について行うものとする。
- 2 勤務成績の加点評価は、予備試験及び第1次試験の各段階において、当該試験区分に応じて行う

ものとする。

- 3 表彰の受賞歴の加点評価は、第1次試験において、昇任試験実施前年度の3月31日前の5年間に 現階級で本部長賞誉以上(個人表彰に限る。)を受賞した者に対し行うものとする。
- 4 実務に直結した技能の加点評価は、第1次試験において、次の各号について行うものとする。
 - (1) 救急法技能検定 上級
 - (2) 鑑識技能検定 総合上級又は科目別上級
 - (3) 自動車運転技能認定 1級
 - (4) 外国語検定 1(上)級
 - (5) 簿記検定 1級
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、委員長が加点評価の対象として認めるもの
- 5 術科の加点評価は、第1次試験において、次の各号について行うものとする。
 - (1) 柔・剣道 2段以上
 - (2) けん銃 上級
 - (3) 逮捕術 上級

(昇任試験合格者の決定)

- 第18条 昇任試験合格者の決定は、次によるものとする。
 - (1) 予備試験の合格者は、予備試験の成績に勤務成績の評価を加えた総得点の高点順に決定する。
 - (2) 第1次試験の合格者は、記述式試験の成績に勤務成績、実務に直結した技能・術科及び表彰 歴の評価を加えた総得点の高点順に決定する。
 - (3) 最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の成績、勤務成績、勤務経歴、実務に直結した技能・術科、賞罰、健康等を総合して決定する。

第3章 選抜昇任

(選抜昇任の区分)

- 第19条 第2条に規定する選抜昇任の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 警部選抜昇任
 - (2) 警部補選抜昇任
 - (3) 巡査部長選抜昇任

(選抜昇任の示達)

第20条 選抜昇任は選抜委員会委員長(以下この章において「委員長」という。)が必要と認めると き、選抜昇任の実施に関する事項及び選抜昇任有資格者名簿(別記様式第2号)を示達して行うも のとする。

(選抜昇任の資格基準)

- 第21条 選抜昇任の資格基準は、次のとおりとする。ただし、委員長が別に定めるときは、この限りでない。
 - (1) 在級年数、勤続年数、年齢及び術科・技能資格が別表第4の基準を満たす者
 - (2) 直近上位の職に必要な職務上の知識、技能並びに人格、識見を十分有し、かつ、健康である者
 - (3) 自己の職務に全能力を傾注し、勤務成績が特に優秀である者
- 2 第22条第3号に定める選抜昇任考査の実施日において、第12条第2項第2号に掲げる期間中にある者は、選抜昇任の資格を有しないものとする。

(選抜昇任候補者決定の手続)

- 第22条 選抜による昇任候補者決定の手続は、次によるものとする。
 - (1) 選抜昇任適格者の推薦及び内申
 - ア 課委員会及び署委員会は、選抜昇任有資格者名簿に登載された者について、選抜昇任の区分 ごとの年齢、勤務年数、在級年数等を審査するとともに、平素の勤務成績評価を合議の上、選 抜昇任適格者を選考し、同人が最も適性を有する業務を主管する部に置く委員会の委員長に対 して、選抜昇任推薦書(別記様式第3号)により推薦するものとする。
 - イ 部委員会は、前号の選抜昇任推薦書に基づき、その者の能力、実績等を審査し、選抜昇任適格者を委員長に対して選抜昇任内申書(別記様式第4号)により内申するものとする。この場合において、選抜昇任推薦書の写しを添付するものとする。

(2) 書面審査

選抜委員会は、前号の推薦及び内申に基づき厳正な書面審査を行い、次号に定める選抜昇任考査の受考者を決定する。

(3) 選抜昇任考査

選抜委員会は、前号の規定により決定した選抜昇任考査の受考者について、実務能力及び適性 を審査するため、面接考査及び論文考査を行うものとする。

(4) 選抜昇任候補者の決定

選抜委員会は、書面審査、選抜昇任考査の結果を総合して、直近上位の階級に充てることがふさわしいと認められる者を、選抜昇任候補者として決定するものとする。

第4章 選考昇任

(選考昇任の区分)

- 第23条 第2条に規定する選考昇任の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 警部選考昇任
 - (2) 警部補選考昇任
 - (3) 巡查部長選考昇任

(選考昇任の示達)

第24条 選考昇任は、選考委員会委員長(以下この章において「委員長」という。)が必要と認めるとき、選考昇任の実施に関する事項及び選考昇任有資格者名簿(別記様式第2号)を示達して行うものとする。

(選考昇任の資格基準)

- 第25条 選考昇任の資格基準は、次のとおりとする。ただし、委員長が別に定めるときは、この限りでない。
 - (1) 勤務成績が優秀であると委員長が認める者
 - (2) 勤務に関し、専門的知識を有している者であって、その知識及び技能を活用するためには、 その者を昇任させることが必要であると委員長が認める者
 - (3) 在級年数及び年齢が次の表に該当する者

昇任させる階級	在級年数		年齢
警部	8年以上		45歳以上
警部補	8年以上		40歳以上
巡査部長	大学卒業者	8年以上	31歳以上
	短期大学卒業者	10年以上	
	その他の者	12年以上	

- 注1 在級年数の基準日は、実施年度の4月30日とする。
 - 2 年齢の基準日は、実施前年度の3月31日とする。
 - 3 在級年数の計算は、第12条第2項による。
- 2 第22条第3号に定める選考昇任考査の実施日において、第12条第2項第2号に掲げる期間中にある者は、選考昇任の資格を有しないものとする。

(選考昇任候補者決定の手続)

第26条 第22条の規定は、選考による昇任候補者決定の手続について準用する。

第5章 雑則

(合格及び決定の取消し)

- 第27条 試験委員会、選抜委員会及び選考委員会は、合格者又は昇任候補者として決定した者が、昇任するまでの間に次の各号のいずれかに該当したときは、当該合格又は決定を取り消すものとする。
 - (1) 試験等の受験又は審査について、不正な行為が判明したとき
 - (2) 非行により懲戒処分を受けたとき
 - (3) その他昇任させることが監督者として適当でないと認めたとき

以下別表等省略